

○総務省告示第三百三十九号

平成十一年総務庁告示第八十八号（租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開
発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第七項又は第三十九条の七第三項に規定する人口集中地区の区域内に所在する譲渡資産又は買換資産について租税特別措置法施行規則第十八条の五第四項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号ロ又は第二十二條の七第二項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号ロに規定する総務大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式による申請書一通を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>なお、申請書の提出先は、総務省統計局統計情報利用推進課情報利用企画室とする。</p> <p>[別記様式 略]</p>	<p>1 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第七項又は第三十九条の七第三項に規定する人口集中地区の区域内に所在する譲渡資産又は買換資産について租税特別措置法施行規則第十八条の五第四項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号ロ又は第二十二條の七第二項第三号ロ若しくはハ若しくは第四号ロに規定する総務大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式による申請書一通を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 同上</p> <p>なお、申請書の提出先は、総務省統計局統計調査部調査企画課地理情報室とする。</p> <p>[別記様式 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一項の規定によりされている申請は、この告示による改正後の同項の規定によりされた申請とみなす。